

新ごみ処理施設稼働に伴う説明会を開催します

市では、羽生市と共同で令和10年度の新ごみ処理施設稼働に向け、準備を進めています。

このたび、新ごみ処理施設稼働に伴う分別方法の変更などに関する説明会を次のとおり開催します。

- ▶日時 3月15日(土)①午後2時～3時②午後5時～6時※いずれも同一内容
- ▶場所 ①中央公民館第1学習室②行田グリーンアリーナ研修室
- ▶定員 ①100人②150人
- ▶その他 直接会場にお越しください。
- ▶問い合わせ 環境課☎556—9530

パパ・ママ応援ショップ優待カードが新しくなります

18歳までのお子さんや妊娠中の方がいる家庭でご利用いただいている「パパ・ママ応援ショップ優待カード」は、3月末日をもって有効期限が満了となります。

埼玉県LINE公式アカウント「埼玉県庁」で表示されるパパ・ママ応援ショップ優待カードをご利用の方は、自動的に新しいカードに切り替わりますので、更新手続きは不要です。

現在、紙の優待カードをご利用の方も、今後は便利なLINE版カードをご利用ください。



スマートフォンを持っていないなどの事情により、紙の優待カードが必要な場合は、子ども未来課(5番窓口)で3月10日(月)から新しいカードの配布を予定しています。受け取りの際は対象のお子さんの年齢が分かる公的書類をご持参ください。

- ▶対象 18歳に達して最初の3月31日を迎えるまでの子ども(県内在住、在園、在学のいずれか)または妊娠中の方がいる世帯
- ▶その他 最新の県内協賛店舗の情報は、埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト(<https://www.saitama-support.jp/>)で検索が可能です。ぜひご活用ください。

- ▶問い合わせ 子ども未来課 子ども・子育て担当(内線262)



マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます

行田市から市外へ引っ越しをする場合、市役所に転出届を提出する必要があります。この転出届はマイナポータルを通じてオンラインで提出できます。このサービスを利用する方は転出の際に市役所への来庁が原則不要になります。3月、4月に引っ越しに伴う届出が増加し、窓口でお待ちいただく時間が長くなっています。ぜひこのサービスをご利用ください。

このサービスを利用できる方は、電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引っ越しをする方です。ご自身単身での引っ越しの他、同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引っ越しでも利用可能です。

なお、マイナポータルを通じて転出届をした後は、別途転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要となりますので、マイナンバーカードを持参して手続きをしてください。

- ▶問い合わせ 市民課住基ネット・マイナンバーカード担当(内線247)



証明書の取得はコンビニ交付サービスをご利用ください

マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などを全国のコンビニエンスストアなどのマルチコピー機(キオスク端末)で取得できるコンビニ交付サービスを提供しています。

3月、4月は市民課窓口が大変混雑し、お待ちいただく時間が長くなりますので、各種証明書の取得には、簡単・便利なコンビニ交付サービスをご利用ください。

なお、コンビニ交付サービスを利用した場合、窓口より50円お得に証明書が取得できます。マルチコピー機の操作方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



- ▶利用可能な時間帯 午前6時30分～午後11時(戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書および戸籍の附票は平日の午前9時～午後5時)
※年末年始およびメンテナンス時を除く。
※本籍が行田市で、住所が行田市以外の方が、戸籍の証明書を取得するには事前登録が必要です。

▶取得できる証明書と手数料

証明書の種類	コンビニ交付の手数料	窓口の手数料(参考)
住民票の写し	150円	200円
印鑑登録証明書	150円	200円
所得課税証明書(最新年度分のみ)	150円	200円
戸籍全部事項証明書・戸籍個人事項証明書	400円	450円
戸籍の附票	150円	200円

- ▶問い合わせ 市民課住基ネット・マイナンバーカード担当(内線247)、所得課税証明書については税務課市民税担当(内線231)

住民税非課税世帯物価高騰対応重点支援給付金を給付します

食料品・エネルギーなどの物価高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が特に大きい世帯(住民税が非課税の世帯)に対し、「住民税非課税世帯物価高騰対応重点支援給付金」を給付します。対象となる世帯には案内を発送(※)しますので、必要に応じて手続きをしてください。

また、給付対象世帯に18歳以下の子どもがいる場合は、子ども加算分も給付します。

(※)世帯の中に令和6年1月2日以降に転入した方がいる世帯で、令和5年度(7万円)または令和6年度(10万円)の住民税非課税世帯物価高騰重点支援給付金のいずれも受給していない世帯は、自身で申請が必要です。申請方法については、市ホームページをご覧ください。給付金コールセンターへお問い合わせください。

住民税非課税世帯物価高騰対応重点支援給付金

- ▶給付対象 次の全てを満たしている世帯
 - ①令和6年12月13日時点で本市に住民登録している世帯
 - ②世帯全員の令和6年度住民税が非課税の世帯
 - ③世帯の全員が住民税を課されている人(市外を含む)の扶養に入っていない世帯(※)
 - ④租税条約に基づき非課税となっている方がいない世帯(※)住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成されている世帯であっても、扶養者と離婚、死別などしている場合は住民税における取り扱いに関わらず、元配偶者や親族などに扶養されていないものとみなし、給付対象となる場合がありますので、給付金コールセンターにご相談ください。
- ▶給付額 1世帯当たり3万円(給付対象世帯に18歳以下の子どもがいる場合は1人当たり2万円を加算)
- ▶申請期限 6月30日(月)(消印有効)
- ▶問い合わせ 給付金コールセンター(内線279・336)

つどいの広場の実施場所が一部変更になります

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内5カ所に開設しています。

次の期間、実施場所などが変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。

- ▶変更期間 3月22日(土)～4月19日(土)

▶変更期間中に実施するつどいの広場

名称	所在地	開設日時	電話番号
はすのこ	児童センター内	月・火、木～土曜日 午前10時～午後3時	553—2108
みなみかわら	老人福祉センター 南河原荘隣	月～土曜日 午前9時～午後2時	557—0977
さきたま	埼玉保育園 (埼玉4595—1)	火～木曜日 午前9時～午後2時	559—2433

※変更期間中は、つどいの広場「さくら」、「ひがし」では実施しません。

- ▶その他 つどいの広場「さきたま」は、午前9時～正午は保育室・園庭開放、正午～午後2時は子育て相談(電話・面接)になります。※面接は要予約
- ▶問い合わせ 子ども未来課子ども・子育て担当(内線297)

